

TansoMiru 利用規約 新旧対照表

現行	改定
第2条（定義） 1. 「本サービス」とは、当社の他のサービス若しくは第三者が提供する各種情報又は会員の保有する各種情報等を活用し、会員の建設現場等における二酸化炭素（CO2）排出量の算定及び管理業務を支援することを目的として、当社が、本規約等（第2条（定義）第6項で定義します）に従い、会員に提供するクラウド型サービス「TansoMiru」のことをいいます。本サービスにおける「二酸化炭素（CO2）排出量」には、二酸化炭素（CO2）の排出量の他、地球温暖化係数（個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素（CO2）の効果と相対して表す指標）に基づき、二酸化炭素（CO2）以外の温室効果ガスを二酸化炭素（CO2）の排出量に換算した数値が含まれます。本サービスは、その機能や対象によって区別された個別サービス（第2条（定義）第2項で定義します）により構成されています。会員は、本サービスの利用にあたり、第6条（入会審査と承諾）に基づき本サービスに入会したうえで、第8条（個別サービスの利用申込）に基づき利用を希望する個別サービスへの利用申込をする必要があります。 2. 「個別サービス」とは、当社が提供する「TansoMiru管理」及び「TansoMiru産廃」をいいます。 3. 「入会希望者」とは、第5条（入会申込）に従い本サービスへの入会を申し込む者をいいます。 4. 「会員」とは、第6条（入会審査と承諾）に従い本サービスの会員資格を取得した事業者をいいます。 5. 「個別サービス規約」とは、各個別サービスに適用される規約をいいます。 6. 「本規約等」とは、本規約及び個別サービス規約の総称をいいます。 7. 「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）をいいます。 8. 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいいます。 9. 「本契約」とは、会員と当社との間で、本規約を契約条件とした本サービスに入会するための基本契約のことをいいます。本契約の期間は、本契約成立時から会員が本サービスを退会する日（終了の事由を問いませ	第2条（定義） 1. 「本サービス」とは、当社の他のサービス若しくは第三者が提供する各種情報又は会員の保有する各種情報等を活用し、会員の建設現場等における二酸化炭素（CO2）排出量の算定及び管理業務を支援することを目的として、当社が、本規約等（第2条（定義）第6項で定義します）に従い、会員に提供するクラウド型サービス「TansoMiru」のことをいいます。本サービスにおける「二酸化炭素（CO2）排出量」には、二酸化炭素（CO2）の排出量の他、地球温暖化係数（個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素（CO2）の効果と相対して表す指標）に基づき、二酸化炭素（CO2）以外の温室効果ガスを二酸化炭素（CO2）の排出量に換算した数値が含まれます。本サービスは、その機能や対象によって区別された個別サービス（第2条（定義）第2項で定義します）により構成されています。会員は、本サービスの利用にあたり、第6条（入会審査と承諾）に基づき本サービスに入会したうえで、第8条（個別サービスの利用申込）に基づき利用を希望する個別サービスへの利用申込をする必要があります。 2. 「個別サービス」とは、当社が提供する「TansoMiru管理」、「TansoMiru産廃」及び「TansoMiru電力」をいいます。 3. 「入会希望者」とは、第5条（入会申込）に従い本サービスへの入会を申し込む者をいいます。 4. 「会員」とは、第6条（入会審査と承諾）に従い本サービスの会員資格を取得した事業者をいいます。 5. 「個別サービス規約」とは、各個別サービスに適用される規約をいいます。 6. 「本規約等」とは、本規約及び個別サービス規約の総称をいいます。 7. 「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）をいいます。 8. 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいいます。 9. 「本契約」とは、会員と当社との間で、本規約を契約条件とした本サービスに入会するための基本契約のことをいいます。本契約の期間は、本契約成立時から会員が本サービスを退会する日（終了の事由を問いませ

TansoMiru 利用規約 新旧対照表

現行	改定
ん。以下「退会日」といいます) までの間とします。 10. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者のことをいいます。 (略) 第6条 (入会審査と承諾) 1. 第5条 (入会申込) の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者について入会審査を実施します。なお、当社は、入会審査にあたり申込事項のほか、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供又は提示を求めることがあります。 2. 入会希望者は、前項の審査において入会を承認された時に、本サービスの会員資格を取得します。 3. 当社は入会希望者が次のいずれか一つに該当した場合には入会を拒否することができます。なお、当社は、入会拒否等の理由及び審査基準を入会希望者に対して開示や説明する義務を負わないものとします。 (1) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存する場合 (2) 入会希望者が過去に第7条 (退会処分等) で定める退会処分を受けたことがある場合 (3) 入会希望者が法人又は事業の実体を有しない場合 (4) 入会希望者が、第17条 (反社会的勢力の排除) 1項又は2項に該当する場合 (5) 入会希望者が、入会の申込時、又は入会審査にあたり当社が求めた情報について虚偽の申告をし、又は必要書類の提供若しくは提示を拒んだ場合 (6) 入会希望者が当社との契約 (他のサービスを含みます) に違反したことがある場合 (7) その他当社が入会希望者の入会を不適当と認める相当の事情がある場合 4. 当社は、第1項の入会審査のほか、入会希望者が本サービスの会員となった後一定期間経過ごとに当社の所定の基準に従い、前項各号の事由が会員について生じた又は生じているかどうか等に関して、会員の審査 (以下「定期審査」といいます) を行います。当社は、定期審査において、会員に対し、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供又は提示を求めることがあります。なお、入会審査及び定期審査の審	ん。以下「退会日」といいます) までの間とします。 10. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者のことをいいます。 (略) 第6条 (入会審査と承諾) 1. 第5条 (入会申込) の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者について入会審査を実施します。なお、当社は、入会審査にあたり申込事項のほか、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供又は提示を求めることがあります。 2. 入会希望者は、前項の審査において入会を承認された時に、本サービスの会員資格を取得します。 3. 当社は入会希望者が次のいずれか一つに該当した場合には入会を拒否することができます。なお、当社は、入会拒否等の理由及び審査基準を入会希望者に対して開示や説明する義務を負わないものとします。 (1) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存する場合 (2) 入会希望者が過去に第7条 (退会処分等) で定める退会処分を受けたことがある場合 (3) 入会希望者が法人又は事業の実体を有しない場合 (4) 入会希望者が、第17条 (反社会的勢力の排除) 1項各号のいずれかに該当する又は該当する恐れがあると当社が判断した場合 (5) 入会希望者が当社又は第三者に対して第17条 (反社会的勢力の排除) 2項各号のいずれかに該当する行為を行った又はその恐れがあると当社が判断した場合 (6) 入会希望者が、入会の申込時、又は入会審査にあたり当社が求めた情報について虚偽の申告をし、又は必要書類の提供若しくは提示を拒んだ場合 (7) 入会希望者が当社との契約 (他のサービスを含みます) に違反したことがある場合 (8) その他当社が入会希望者の入会を不適当と認める相当の事情がある場合 4. 当社は、第1項の入会審査のほか、入会希望者が本サービスの会員となった後一定期間経過ごとに当社の所定の基準に従い、前項各号の事由が会員について生じた又は生じているかどうか等に関して、会員の審査

TansoMiru 利用規約 新旧対照表

現行	改定
査基準は、法令の改正、社会情勢等に応じて変更することがあります。当社は、審査結果とあわせて会員その他入会希望者に対して各審査基準について開示や説明する義務を負わないものとします。 (略) 第 17 条（反社会的勢力の排除） 1. 会員は、それぞれ自己及び自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。 (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。 (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。 (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。 (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。 2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、会員が前 2 項のいずれか一つにでも違反した場合は、又はその合理的な疑いが生じた場合は、別段の催告を要せず、会員登録を削除できるとともに、本規約等に基づき成立した当社と会員間のすべての契約並びにその他一切の契約を解除することができるものとします。	(以下「定期審査」といいます)を行います。当社は、定期審査において、会員に対し、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供又は提示を求めることがあります。なお、入会審査及び定期審査の審査基準は、法令の改正、社会情勢等に応じて変更することがあります。当社は、審査結果とあわせて会員その他入会希望者に対して各審査基準について開示や説明する義務を負わないものとします。 (略) 第 17 条（反社会的勢力の排除） 1. 会員及び当社は、それぞれ自己及び自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。 (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。 (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。 (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。 (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。 2. 会員及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 公序良俗に反する行為、違法行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、会員が前 2 項のいずれか一つにでも違反した場合は、又はその合理的な疑いが生じた場合は、別段の催告を要せず、会員登録を削除できるとともに、本規約等に基づき成立した当社と会員間のすべての契約並びにその他一切の契約を解除することができるものとします。

TansoMiru 利用規約 新旧対照表

現行	改定
4. 会員は、前項により解除されたことを理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により契約を解除された場合、会員は、当該解除によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。 (略) 付則（本規約の発効） 本規約は以下のとおり、発効し、改定されました。 発 効 ：2024 年 4 月 1 日 第 1 回改定 ：2024 年 6 月 17 日	4. 会員は、前項により解除されたことを理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により契約を解除された場合、会員は、当該解除によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。 (略) 付則（本規約の発効） 本規約は以下のとおり、発効し、改定されました。 発 効 ：2024 年 4 月 1 日 第 1 回改定 ：2024 年 6 月 17 日 第 2 回改定 ：2025 年 2 月 1 日